

38 組合

(1)組合契約(667条、667条の2)

組合契約の場合、他の組合員が出資をしないからといって、自分の出資を拒むことができない。また、組合契約の解除をすることもできない。

(2)組合の内部的な業務執行と対外的な法律行為

改正法では、業務の決定と執行を区別した上で以下のように規定された。

- ① 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員が執行する。
- ② 組合の業務の決定及び執行は、特定の業務執行者に委任できる。
- ③ 業務執行者に委任した場合は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する(総組合によって決定し、または総組合員が執行することも可能である)。

(3)代理(670条の2)

誰が組合を代理するのかを明文化した。

- ① 各組合員は、組合の業務を執行する場合、組合員の過半数の同意を得て、組合を代理できる(業務執行者があるときは、その者のみが組合員を代理する)。
- ② 各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理できる。
- ③ 各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは単独で組合を代理できる。

39 相続の効力

(1)不動産、動産の対抗要件

(前) 遺産分割後の第三者に対しては登記なくして対抗できないとされていたものの、それ以外のケース(「相続させる」旨の遺言、遺言による相続分の指定)では、法定相続分を超える部分についても登記なくして第三者に対抗できるとされていた。

- (後) 法定相続分を超える権利を承継した者は、当該超える部分について登記などの対抗要件を具備しなければ第三者に対抗できないものとされた(899条の2)。

(2)債権の対抗要件

- (前) 遺言や遺産分割で預貯金債権を相続する場合には通知または承諾が必要か否かについては明らかにされていなかった。
- (後) 相続による債権の承継は、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が、遺産分割や遺言の内容を明らかにして債務者にその承継を通知したときは、共同相続人全員が債務者に通知をしたものとみなされる。これにより、当該法定相続分を超える権利の取得を対抗できるようになる(899条の2第2項)。

40 第三者の保護規定

(1)相続分の指定がある場合における債権者の権利行使

相続債権者は、指定相続分に制限されることなく、各相続人に法定相続分に応じて請求できるだけでなく、相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、指定相続分に応じて権利行使することも可能とされた(902条の2)。

(2)遺言執行者がいる場合の相続人による処分の効力

(前) 絶対無効

(後) 善意の第三者には対抗できないものとされた。なお、無過失までは要求されていない。これによって、善意の第三者と受遺者・受贈者とは対抗関係に立つことになる(1013条2項)。